（第三種郵便物認可）　（本號六頁）　（日曜日休刊）　（定價金三錢）

# 時事新報

第千三百一號
明治十九年六月十四日　月曜日
舊丙戌五月十三日（乙巳）
日出午前四時四十五分　日入午後七時十五分　月出午後四時五十五分　月入午前二時零三分　滿潮午前三時二十七分　午後三時五十六分
（西暦一千八百八十六年）

## 社告

○時事新報豫約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ遞送相見合セ候
○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度書面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ每日御遞送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ脇ニ(何月何日)ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報遞送仕候ト申ス事ニ候
○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京郵便本局)ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候
○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候
○時事新報豫約購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の內へ御申越被成下度左候へば代價並遞送料を申受けず右見本御送り可申上候

## 時事新報

### 婦人の財產

人間の交際に於て尊卑の別を生ずる其原因は固より種々樣々あれども恩惠の授受も亦其一原因たる可きあり主人尊くして奴僕卑しきは何ぞや奴僕は常に主人の恩波に浴し願て以て其生を安んずるが故なり親尊くして子卑しきは他に非ず子は其親の養育を受け其慈惠を仰ぐが故なり恩惠を受くるものは之を授くるものに對して恰も負債あるものゝ如く負債者自から其身を卑下すれば之と同時に債主の位地はます〳〵尊からざるを得ず即ち東洋の陋習として男尊女卑の傾きあるは男子常に授恩者にして女生は受恩者たる位地に立つが故ならん試に東洋婦人の生涯を見るに三界に家なしと云ひ百年の苦樂他人に因ると云ひ其有樣は水中の荇藻自から其安危を制する能はず行住唯水の順逆に任ずるものゝ如し飄々片々身に固有するものならざれば自から其身を養ふの手段ある可らず、幼にして父母に從ひ、嫁して夫に從ひ、老て子に從へとは女子三從の古訓にして其よきに從ふや所謂名教のために柔順なるのみに非ず實際に於て衣食の供給を其時の主宰者に仰ぎ生涯受恩者の地位に居て一身自ら苦樂を制すること能はざるものなれば遂に他の下風に立つの習慣を成したるもの是非なき次第なりと申す可し

恩惠の主宰者は其位地自から尊くして其恩惠を仰ぐものは自然卑下せざる可らずとの事果して是ならば今の男尊女卑を破りて日本婦人の品格を高むるには婦人をして漸く其受恩者たるの位地を脱せしめざる可らず其方法固より一にして足らざる可しと雖ども婦人の財產權を固定するとは最も肝要なりと信ずるなり我國にては民法未だ成らず婦人の財產權も亦有無の間に在れども歐米文明國にては頗る其權を重んじ例へば英國などにては夫妻別々に財產を有して夫は猥りに妻の財產に干渉する能はざるとあり又夫妻間に財產の爭論あるの場合に其夫妻たる間は之を訴訟する能はざれども一旦離縁の上は妻より其裁決を法廷に仰ぐことを得べし其他婦人は財產に關して法律上十分の保護あるとの事なれども我日本の國風は之に反し夫婿放縱にして妻の所持品を典賣し然る後にて離婚を申し出る等の場合あるも之を奈何ともす可らず且つ古來の習俗として婦人は一生他人に寄食するものなりと觀念する其傍に男子家督の法行はるゝが故に遺產の配當は婦人に及ばず金滿家の女子と生れて金滿家に嫁し他日實家の父母死するか或は舅姑の喪に逢ふも兩家の財產は夫れ〳〵其家督に傳はりて直接に遺產の贈與に逢ふとなく一朝鸞鳳翼を分つか或は寡婦の身となりて更に再嫁する等の場合にも許多の遺產を携へて他家に移ると能はず或は一種の事情にて婦人ながら私に財產を所有することあるも唯生涯その身の保養を豐にするを得るのみにして身死すれば其財產は必ず歸する所に歸して動かす可らざるが故に財產ある者も其生前の勢力甚だ強からず蓋し我國には隨意遺產の習慣あらざればなり西洋諸國にては婦人の財產權の固定せると前陳の如くこれに加へて隨意遺產の風あるが故に婦女成長して將に人の妻たらんとする頃には身分に應じて相當の財產を有し或は偶然にも親戚の喪に際して莫大の遺產を受け妻の財產其夫に幾倍するが如きとあり又隨意遺產の風ありて遺產の分配は單に財主の愛憎好惡に存するが故に爰に年老て財產ある婦人あれば子女弟妹は其の遺產配當の多からんことを欲して平常深切慇懃なるを示し財主たる婦人は恰かも愛慕と追從とに圍まれて愉快に其餘生を送るの事情ありと云ふ事柄は至極鄙劣なるに似たれども利を好むの人情當さに左もある可きことにして鄙劣にても卑陋にても當局の老婦人に於ては死後の遺產を以て生前の勢力を重くする者と云ふ可し、知る可し日本の婦女子流が男子の下風に立て常に其鼻息を仰ぐは決して偶然に非ざるを、財產は權力なりとは套語なりと雖も實に不易の言なり而して日本の婦女子流は其權力の源泉たる財產を左右するの自由を失ひしが爲め一生他人の憐を乞ふて下流に沈淪せざるを得ず左れば今その品位を高めて西洋婦人と同格に上らしめんとするには教育交際職業等種々の方便ある可しと雖ども今後立法者の注意にて法律上婦人の財產權を重んずると兼ねて又世上の風習に於て遺產分配等に男女を區別せず婦人をして往々許多の財產を管理せしむると最も肝要の事なる可し

## 官報

○警察令第九號
從來警視廳ニ於テ受理スル願伺屆書差出方自今左ノ通改定シ來七月一日ヨリ施行ス但左ニ列記セサル事項ハ從前ノ通

明治十九年六月十二日　警視總監三島通庸

第一條　左ノ各項ニ係ルモノハ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ差出スヘシ
○雇人受宿營業ノ事○旅人宿營業ノ事○湯屋營業ノ事○警視廳主管ニ係ル諸製造所建設ノ事○鍛冶工場鑄造場及鎔解場建設ノ事○觀セ物興行ノ事○角觝興行ノ事○寄席營業ノ事○棧橋繫船杭建設ノ事○游泳場設立ノ事○床店設置張取設ノ事○指道標其他標杭及標識設立ノ事○路上ノ柵欄支柱及齒止石設立ノ事○街燈設立ノ事○華表及碑表設立ノ事○火ノ見階子設立ノ事○火防具置場設立ノ事○牛乳搾取場開設ノ事○烟火打揚ノ事○燃質物置場取設ノ事
第二條　左ノ各項ニ係ルモノハ所轄警察署ニ差シ出スヘシ
球戲營業ノ事○揚弓半弓大弓弩弓吹矢投扇競營業ノ事○鑄掛錠前燒印印壺職并其行路營業ノ事○禁獵札私設ノ事○室內射的及空氣發銃營業ノ事○牛乳販賣ノ事○獸肉販賣ノ事○紙屑拾ヒ標札撿印ノ事
第三條　左ノ各項ニ係ルモノハ水上警察署ニ差シ出スヘシ
水神祭標杭建設ノ事○川施餓鬼執行ノ事○舟筏通行止ノ事

○軍艦發着　高千穗艦は一昨十日コロンボーへ着明十三日出發の筈浪速艦は昨十一日シンガポールへ着扶桑艦は同日橫濱より橫須賀へ廻艦せり（海軍省報告）

○露西亞朝鮮通商條款（一昨十二日の續き）

第三條

第一款　朝鮮國ニ在ル露國人ノ身上若クハ其ノ所有物ニ關スル裁判ハ露國官吏ノ裁斷ニ附スルモノトス又朝鮮ニ在ル露國人ノ間若クハ露國人ト他國人トノ間ニ起リタル爭議ニハ朝鮮國政府一切關係セス
第二款　朝鮮國ノ官吏及人民ヨリ露國人ニ對スル訴訟ハ露國官吏ニ於テ審按シ露國ノ法律ニ據リ裁斷スルモノトス
第三款　若シ露國ノ官吏及人民ヨリ朝鮮國人ニ對スル訴訟ハ朝鮮國官吏ニ於テ審按シ朝鮮國ノ法律ニ據リ裁斷スルモノトス
第四款　朝鮮國人ニ對シ罪ヲ犯シタル露國人ハ露國官吏ニ於テ之ヲ審按シ露國ノ法律ニ據リ處罰スルモノトス
第五款　朝鮮國ニ在ル露國人ニ對シ罪ヲ犯シタル朝鮮國人ハ朝鮮國官吏ニ於テ之ヲ審按シ朝鮮國ノ法律ニ據リ處罰スルモノトス
第六款　朝鮮國ニ在ル露國人カ本條約及附錄ニ定ムル規則ヲ犯セルニ由リテ罰金ヲ課シ又ハ其ノ所有物ヲ沒收スル事ハ露國領事ノ裁斷ニ據ルモノトス但シ其ノ課收セシ罰金及沒收品ハ朝鮮國政府ニ交附ス
第七款　朝鮮國ノ官吏カ朝鮮國ノ海上ニ於テ露國人ノ荷物類ヲ取押ヘタル片ハ之ニ付キ露國領事ノ裁斷ヲ了ルマテ該荷物ニ封印ヲ施シ預置キ其ノ露國領事ニ於テ荷主ノ方ニ理アリト裁斷スル片ハ速ニ之ヲ領事ニ引渡スモノトス但シ荷主ニ於テ領事ノ裁斷ヲ了ヘサル前ニ該荷物ノ相當ノ價額ヲ朝鮮國官吏ニ預置スレハ之ヲ引取ルヿヲ得
第八款　朝鮮國ニ於テ雙方人民ノ間ニ關スル民事及刑事ノ訴廷ヲ開ク片ハ彼我ノ差別ナク其ノ原告タル一方ノ者ヨリ陪審員ヲ列席セシムルヿヲ得此ノ場合ニ於テ該陪審員ハ證人ヲ訴廷ニ招喚シテ立合ハサシメ又ハ訴廷ノ裁判ヲ抗拒スル權利アルモノトス
第九款　朝鮮國民中本國ノ法律ヲ犯シ訴廷ニ告訴サレタル者カ居留露國人ノ家宅倉庫若クハ船內ニ潛匿シタル片ハ露國領事ニ於テ朝鮮國地方官ノ請求ニ由リ此ノ旨ヲ引渡スヘキ方法ヲ施スモノトス但シ朝鮮國官吏ハ領事ノ許諾ヲ經ルニ非レハ直ニ露國人ノ家宅船舶其ノ他構內等ニ入ルヿヲ得ス
第十款　朝鮮國官吏ハ其ノ國內ニ潛匿セル露國ノ刑事罪犯人及軍艦若クハ商船ヨリ脫走セル者等ヲ露國官吏ノ請求ニ由リ逮捕ノ上引渡スヘキモノトス

第四條

第一款　朝鮮國ハ本條約實行ノ日ヨリ露國貿易ノタメ左記ノ場所ヲ開クモノトス
濟物浦、元山津、釜山（若シ不便ナル片ハ近傍ノ一箇所）、京城、楊花鎭（或ハ近傍便宜ノ地）
第二款　露國人ハ前上ノ場所ニ於テ土地及家屋ヲ賃借シ或ハ購求シ又ハ家宅、倉庫、製造場及寺院等ヲ建築スルヿヲ得但シ居留地ノ區劃及土地購求等ニ關スル件ハ朝鮮國官吏及關係アル諸外國官吏ノ協議ニ由リ決定スルモノトス
第三款　居留地ノ地所ハ朝鮮國政府ニ於テ該地主ヨリ買上ケ且……ヲ施シ之カ……假中ニ加入……地租額ハ朝……ニ由リ一定……鮮國政府ニ……額ハ退テ朝……ニ由リ創設……費ニ充ツル……

●虎列刺
流行地
大坂府　但シ四區西……
京都府　但シ上下兩……
兵庫縣　但シ神戶區……
岡山縣
廣島縣
和歌山縣
愛媛縣

○淸國人排斥組……